

平成 26 年 第 7 回

高森町議会 11 月臨時会会議録

平成 26 年 11 月 25 日 開会



高 森 町 議 会

1 1 月 2 5 日 (火)

平成26年第7回高森町議会臨時会（第1号）

平成26年11月25日
午前11時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

4番 芹口誓彰君

5番 立山広滋君

日程第2 会期の決定

月 日	会議の種類	備 考
11月25日（火）	本会議	議案審議・採決

日程第3 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて

（平成26年度高森町一般会計補正予算）

日程第4 議案第70号 工事請負契約の締結について

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 宇藤康博君

2番 後藤三治君

3番 興梠壽一君

4番 芹口誓彰君

5番 立山広滋君

6番 森田勝君

7番 田上更生君

8番 甲斐正一君

9番 三森義高君

10番 後藤英範君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（22名）

町 長 草村大成君

教育長 佐藤増夫君

財政指導監 村上源喜君

財産管理課長 安方含君

政策推進課長	東 幸 祐 君	健康推進課長	馬 原 恵 介 君
住民福祉課長	阿 南 一 也 君	税 務 課 長	沼 田 勝 之 君
農林政策課長	後 藤 健 一 君	建 設 課 長	松 本 満 夫 君
会 計 課 長	岩 下 公 治 君	教育委員会事務局長	阿 部 恭 二 君
監査委員事務局長	甲 斐 敏 文 君	農林政策課審議員	藤 原 厚 作 君
総務課長補佐	後 藤 一 寛 君	財産管理課長補佐	田 上 浩 尚 君
政策推進課長補佐	定 光 貴 史 君	健康推進課長補佐	新 井 堅 太 郎 君
住民福祉課長補佐	丸 山 雄 平 君	税務課長補佐	佐 伯 実 君
建設課長補佐	荒 牧 久 君	総務課財政係長	岩 下 徹 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	佐 藤 幸 一 君	議会事務局庶務係長	白 石 孝 二 君
--------	-----------	-----------	-----------

開会 午前11時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。会議に先立ち、町長のごあいさつをお願いいたします。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） おはようございます。本日、臨時議会を招集しましたところ、議員の皆様方には大変ご多用中にも関わらず、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

まずは総務課長のほうがきょうは欠席をさせていただいております。ご承知のように、総選挙の選挙の準備関連で、きょうは全ての事務方のトップが集まってお話をしているわけですので、ご理解のほどをお願いしたいというふうに思っております。

また、11月は議会議員の皆様も、特に議長さん、副議長さんでございますが、私たちも首長といたしましても全国町村会や全国大会、また、阿蘇は市町村会、町村会とこの行事が集中的に開催される月でありまして、私自身も不在することが多い中で、日程の調整をしていただきましたことに関しまして、お礼申し上げたいというふうに思います。

先ほど触れました総選挙ということでございます。11月21日に衆議院が解散し、12月14日総選挙というふうになりました。私たちのような小さい過疎の自治体にとっても今後期待が持てる地方創生、これは大変身近に感じる言葉でございますが、その地方創生など等々に関する予算も選挙後の新年度の予算編成と、今年度平成26年度の国の緊急経済対策補正予算の対応というのが、今後平成27年になりまして非常に短い期間の中でさまざまな対応をしていかなければいけないというふうになってきたわけですので、皆様のご協力をお願いしたいというふうに申し上げます。

また、ニュースのほうでも、また今朝の熊日新聞のほうでも取り上げられておりましたが、22日から昨日の24日まで第10回全国草原サミットシンポジウム全国大会が阿蘇市で開催されました。記念すべき第10回大会を世界農業遺産認定、世界ジオパーク認定後のこの第10回に標準を市町村長会で定めておりましたが、第10回の大会を誘致することができ、草原の維持や活用について、そして多くの県外、熊本県外の市町村長さんもお参加なされ、多くの意見交換ができました。また、そのことはやはりこの阿蘇の地域が世界農業遺産認定地であり、世界ジオパーク認定地であると、この1、2の認定をいただいているということもアピールにつ

ながったのではないかなというふうに思っております。

また、議会におかれましては、議会報告会を町内各地で開催をされて、町民の方、もしくは住民の方と活発な意見交換及び議会の方向性を示していただいているのではないかなと、大変敬意を表したいというふうに思っております。

また、もう1点が11月22、23、部落解放第28回熊本県の研究発表会がございました。議会のほうからも2番の後藤三治議員さんが発表の取り組みをなされ、私もその後いろんな方からですね、高森は行政の部会の発表もあったと、そして議員さんの発表もあつということのお褒めの言葉、ねぎらいの言葉をいただいたことに関しましてお礼を申し上げたいというふうに思います。

さて、本日の臨時議会にご提案いたします案件は、専決処分の承認1件及び工事請負契約に関わる議案1件でございます。

よろしくご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶いたします。

○議長（田上更生君） ありがとうございます。

ただいまから、平成26年第7回高森町議会臨時会を開会します。

先ほど町長のごあいさつの中にありましたように、総務課長 佐藤武文君からは、欠席届がっておりますので、報告いたしておきます。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田上更生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番 芹口誓彰君及び5番 立山広滋君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（田上更生君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日11月25日の1日にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定しました。

-----○-----

日程第3 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（田上更生君） 日程第3、承認第9号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 承認第9号でご報告いたします、平成26年度高森町一般会計補正予算（第8号）についてご説明申し上げます。

専決しました内容は、衆議院の解散に伴い、総選挙の執行に要する経費でございます、総額670万円を追加したものであり、これを現計予算に合算いたしますと総額49億5,196万3,000円となるものでございます。

6ページをお開きください。歳入につきましては、選挙の執行に係る予算の財源といたしまして県委託金を計上いたしております。

続いて、7ページから8ページにかけての歳出につきましては、選挙の執行に必要な各費目の予算について新たに計上させていただきました。

以上、専決しました内容についてのご説明申し上げましたが、ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから承認第9号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第9号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第4 議案第70号 工事請負契約の締結について

○議長（田上更生君） 日程第4、議案第70号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長補佐 後藤一寛君。

○総務課長補佐（後藤一寛君） おはようございます。議案第70号、工事請負契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回、提案いたします契約は、11月14日に行いました緊急経済対策継続事業、永野原河原線道路舗装整備工事に係る指名競争入札の結果、予定価格1億4,276万7,000円に対しまして、阿蘇郡高森町大字高森1589番地、株式会社草村道路建設工業が1億4,061万6,000円で落札した工事請負契約であります。

地方自治法第96条第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

よろしくご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

なお、事業の内容の詳細につきましては、担当課長のほうからご説明申し上げます。

○議長（田上更生君） 建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） おはようございます。緊急経済対策継続事業永野原河原線道路舗装整備工事の概要についてご説明いたします。

町道永野原河原線は、国道325号と河原地区を結ぶ路線で林道阿蘇東部線全線開通によりまして、宮崎・大分を結ぶ観光バス及び自家用車をはじめとする観光ルート、並びに大型トラック等が往来する経済産業ルートを兼ねた主要ルートとして重要な路線であります。

九州北部豪雨災害が発生したことが大きく影響しまして、路面が極端に傷んだ道路で、国の緊急経済対策事業の防災災害復旧復興対策として採択を受け、平成25年度に約半分の6.4キロの舗装整備工事を完了しております。今年度、残りの約半分の起点側、大字永野原、安藤石油から大字野尻の胡桃原付近までの舗装整備工事を実施するもので、緊急経済対策事業の継続で内閣府の地域再生基盤強化交付金事業で採択を受けており、その工事概要は、延長6,428メートル、路面切削オーバーレイ面積2,011平米、オーバーレイの5センチが表層工再生密粒度アスコン面積2万1,949平米、表層工密粒度ギャップアスコン、面積2万1,376平米、区画線工、実線、白、延長1万2,395メートル、破線、白、延長3,108メートル、側溝の布設替えが延長9.7メートル、側溝嵩上げ、延長6.8メートルを計画しております。

本事業は、国の道整備交付金事業で実施する、産業を育む高森町地域再生計画に基づきまして、地域住民の安心安全な交通空間の確保を図るための工事であり、工期及び工法も限られており、舗装の専門工事で契約の日から平成27年3月19日までとなっております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議賜りご決定いただきますようお願い申し上げます。工事の内容の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。6番 森田 勝君。

○6番（森田 勝君） おはようございます。6番 森田です。ただいま建設課長のほうから説明がございましたが、工事についてお伺いいたします。

この建設工事は、永野原から河原線というようなことでございます。昨年からの引き続きの工事でございますが、同じ昨年行われました、東部林道線、これも災害復旧工事でありまして、昨年と同じく草村道路建設工業が入札されておりますが、この入札について、町の政治倫理第4条に抵触するのではないかというようなことで、私はここにちょっと政治倫理の条例を、第4条についてですね、町長にお聞きしたいと思います。

町長等及び議員の配偶者及び同居の親族または2等親以内の血族の規定を尊重し、町が発注する公共事業等の請負契約、一般物品納入契約を辞退し、町民に対して疑惑の念を抱かせることのないようにというようなことで書いてありますが、町長におかれましてはそのような2親等の親族の方、2親等の血族であると思いますが、町民に対してですね、疑惑の念を抱かないようなとありますが、それについて抵触されているのではないかと思います。町長に対してどう思いますか。よろしく答弁のほうをお願いします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 6番 森田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、去年の工事の3月末に終わった永野原河原線でございます。今回、残り半分を施工するということでございます。ご質問の高森町政治倫理条例第4条に、これはどうかということでございますが、私はこの緊急経済対策、永野原河原線に関しましては、政治倫理条例には値しないというふうに考えております。

理由といたしましては、まずはこれは九州北部豪雨災害のときに実際に避難路に指定をされているということが1点。2点が経済対策で非常に災害の経済対策で期間が限定の工事であると。それまでに終わらせなければいけない工事であるという

ことで、高森町政治倫理条例第11条、町が発注する工事等のうち、災害等及び緊急対応及び復旧工事に関わるものについては、この条例を適用しないというふうになされておりまして、永野原河原線に関しましては、そのような見解でございます。

また、先ほど6番議員のご質問の中で、町民に疑念を抱かれないというふうなお言葉がございました。ですから、ぜひですね、しっかり私もそこは説明をしなければいけないかなというふうに思います。まず、この政治倫理条例のですね、第1条、第2条、これには町長及び議員さんも含めての行動基準というのが明確に条例に定められております。第2条の第1項町民の利益の実現を目的として行動すること。行動基準が第1条でうたわれている内容について第2条でうたわれているわけですが、この場合は、私自身は選挙の公約で草村企業は土木工事は受注しないというふうに明確にうたっております。ですから、基本的には株式会社草村企業は土木工事は、通常の工事は発注を、仕事自体はしておりません。ですから、現在、やっぱりその議員さんがおっしゃるその問題、疑念という部分を言葉でくくられるとするならば、こういう災害の復旧復興であったり、緊急経済対策の事業じゃないかなというふうに思っております。

1点、その疑念に関してははっきり申し上げておきたいのは、草村企業とこの舗装専門会社である株式会社草村道路建設工業は、まず法人格が全く別であるということです。それとこれはあまり町内の方、もしくは職員の方もご存知じゃないと思いますが、私の家族はこの草村道路に関しては1株も株を持っておりません。法人というのは、株式会社である以上は、この株の、前も議会で答弁したことがあります。やはり株を持つということに関して、やはり配当金が発生するわけですから、私自身はもちろん持ってもおりませんし、私の2親等以内も1株も持ってないということでございます。この法人格の違いでなぜわざわざそういう法人格を長く違うようにしているかといいますと、やはりこの舗装業というのがいかに特殊な仕事で技術を要して、技術マンを常に持つとかなければいけない。そして、重機も持つておかなければいけない。そしてなおかつ、国・県の総合評価ランキングでAランクの一番上にいなければいけない。やはりそういうことも兼ね合いまして、私としてはこの舗装工事は、やはり非常に技術を用いる別の工事だなという認識もでございます。ですから、今後私の任期の期間中も含めまして、公約で、これは政治家の公約でございます。努力規定でございますが、草村企業に関しての土木工事は、これは辞退するというふうなうたっておいた、私自身宣言いたしておりますので、それは

しっかり守っていきたいというふうに思います。この永野原河原線に関しては、この政治倫理条例には違反には値しないという認識を持っているということでございます。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 6番 森田 勝君。

○6番（森田 勝君） ただいま町長のほうからですね、草村企業と草村道路建設工業は関係ないというような話もございましたが、とにかく私たちにするとですね、同じ企業ではないかというような感じをもっておりましたのでこういう質問をさせていただきます。先ほどから町長が言われますように、この工事はですね、特殊工事とのことで、本町に対してもこう業者が何名かおられますが、その中にでもですね、特にこう特殊な工事とのことで、私も唯一草村道路だけではないかと思っています。私たちもですね、この質問をしていましたが、やはりですね、町から提案された話はですね、まず地元の業者にというようなことはいつも町長に伺いしておりました。先ほどから町長が株も2親等も持ってないということでございます。安心してですね、私もこれについては承認していこうと思っておりますので、今後またよろしく願いしておきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 今、6番議員のほうからご質問があつてご答弁いただきましたが、1点、今お言葉の発言の中でですね、まず何社かあるというふうに申し上げられましたが、この舗装の法人格を持って国・県のランクに、要は総合評価方式として特A企業は草村道路建設工業株式会社のみでございます。

一つですね、これもそうございますが、やはり議会の議員さんもそのあたりは詳しいかどうか私もわかりませんが、例えば、熊本県内の土木舗装業者で通常であれば土木と舗装を一緒にして法人格をつくります。多分草村企業は舗装の部分を合体すれば特Aのランクの中でも熊本県でも相当上のほうのランクだと思いますが、長く舗装は専門で技術マンも置きまして、結果的に重機も確保しながら、それで一番上のランクを維持しているというその技術の部分がありますので、やはりここはしっかりそこはですね、私もそういうふうに理解をしているわけでございます。なぜかと申しますと、今朝、実は建設課長とお話をしました。そういう中でですね、小七河原の災害の復旧復興工事の、要はスリットダウンですね、今後県が発注になると思いますが、私が聞いてた予定よりちょっと2カ月ぐらい遅くなっておりますので、

やはり住民の方がですね、どうなっているのかという声ももうそろそろ出てくるんじゃないかなということで、どうなっているんですかということをお聞きしたところ、県としては問題なく進んでいるということだったわけですが、今県と林務の仕事、農政側ですね、すごい金額が高い砂防堰堤も行われております。また、小七河原も今後1億数千万、またそのあとも出るでしょう。高森町には土木の特A業者はありません。ですから、このほとんどが阿蘇市側であったり、熊本市から来て施工するわけですが、本来であればですね、先ほど申し上げましたように、草村企業が別に法人を一つにすればすぐランクは一番上になりますので、そうなればですね、南郷谷の人も非常に安心できるんじゃないかなというふうに思いますが、しかしそこにはやっぱり民間企業としてのこだわりで、やはり舗装業というのは特別なものなんだということで何十年、四、五十年やってきておるといふふうに認識いたしております。ですから、やっぱりその部分に関してはですね、私自身はこれは別のものだというふうな認識をしております。先ほど何社かというお言葉がありましたので、1社しかないということをご報告したいということと。

もう一つは、もう1点、議員がおっしゃった、町内でできるお仕事は町内で、これはもう議会議員の皆さん、皆さんおっしゃられておりますし、私もそう思います。これに関しては、私は、例えば草村企業は土木の会社です。例えば、土木の同じ草村企業のランクの会社は高森町にもありますし、南郷谷にもあります。そういう場合にはですね、私はやはりこの政治倫理条例が適用になるものではないかと。だからこそ工事は辞退する。すなわち基準というものがしっかり国・県のこの総合評価ランク方式というのは、非常にこれ基準として明確なんです。Aランクの仕事が出て草村企業以外の会社が、同じAランクがあるとすれば、草村企業は辞退すると。これは当然私の政治信条でありますし、姿勢でございます。そこは理解をしていただきたい。やみくもに何もなんですかね、業者がほかにあるのに草村企業がとる。それは私が言ったことと全くそれは反することでございます。特にこの舗装の仕事に関しましては、阿蘇郡市もしくはもう菊池、そうですね、大津ぐらいまで兼ね合わせても非常にトップの舗装業の実績を総合評価で持っている草村道路建設工業株式会社ですので、これはほかに競合する民間会社がない場合、町内業者がない場合には、やはり議員さんおっしゃるように、町内は町内の業者でできるものならばという、これ法人税であったり、いろんな税金の兼ね合いもありますので、やはり私はそこは考えるべきだなと思いますが、基本はやっぱりこの政治倫理条例を守っていくという基本は変わっておりませんので、そこはしっかり支持者の方や

いろいろな方から聞かれたときにはご説明をしていただきたいというふうに思います。
以上です。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。
これから議案第70号、工事請負契約の締結についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第70号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（田上更生君） これで本日の日程は全部終了いたしました。
会議を閉じます。
平成26年第7回高森町議会臨時会を閉会します。
お疲れさまでございました。

-----○-----

閉会 午前11時30分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録
平成26年第7回臨時会

平成26年11月発行

発行人 高森町議会議長 田上更生
編集人 高森町議会事務局長 佐藤幸一
作成 株式会社アクセス
電話(096)372-1010

高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168
電話(0967)62-1111